

沿革 ①平成 24 年 12 月 20 日改正 ②平成 27 年1月 26 日改正

(目的)

**第1条** この規程は、学校法人広島国際学院(以下「本学院」という。)の事業に関し、法令、学校法人広島国際学院寄附行為若しくは本学院諸規定に違反する行為又はそのおそれがある行為(以下「法令違反行為」という。)が現に生じ、又はまさに生じようとしている場合において、その早期発見及び是正を図るために必要な体制を整備し、もって本学院の健全な発展に資することを目的とする。

(総括)

**第2条** 理事長は、本学院の公益通報処理に関し総括する。

(コンプライアンス窓口)

**第3条** 本学院は、法令違反行為に関する通報及び相談(以下「公益通報等」という。)

に応じるため、次のコンプライアンス窓口を設ける。

- (1) 学長及び校長(以下「学校長」という。)
- (2) 法人本部長
- (3) 弁護士

2 コンプライアンス窓口を利用して公益通報等を行うことができる者(以下「職員等」

という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本学院の職員
- (2) 本学院の指揮命令下にある派遣労働者
- (3) 本学院と第三者との間の契約に基づいて本学院においてその業務を遂行する労働者
- (4) 本学院を退職した者
- (5) 学生・生徒及び学生・生徒の保護者

(公益通報等の方法)

**第4条** 公益通報等は、電話、電子メール、FAX、手紙又は面談の方法によって行うことができる。

2 職員等は、公益通報を行う場合において、当該本人を特定する情報を秘匿することができる。

(禁止事項)

**第5条** 職員等は、不正の利益を得る目的、本学院又は第三者に損害を加える目的、虚偽・他人を誹謗中傷する目的その他の不正の目的をもって、公益通報等を行ってはならない。

2 理事長は、前項の通報を行った者に対し、第 11 条に定めるところにより処分を科すことができる。

(相談への対応)

**第6条** 理事長は、コンプライアンス窓口を通して、職員等から公益通報等があった場合は、その緊急度、重要度等を判断し、迅速かつ適切にコンプライアンス推進委員会あるいは職員懲戒委員会を設置することができる。

2 理事長は、公益通報等の内容が、競争的資金等(文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金)に関わるものであると判断したときは、前項に規定するコンプライアンス推進委員会の設置と合わせて第8条第3項に規定する対応措置を講じるものとする。

3 第1項に規定する職員懲戒委員会に関することは、別に定める。

(コンプライアンス推進委員会)

**第7条** 理事長は、通報された事項の受理又は不受理を決定し、調査の必要があると認めるときはコンプライアンス推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 前項のコンプライアンス推進委員会は、次の委員をもって構成する。ただし、通報された事項が次の委員に関するものであるときは、委員から除くものとする。

- (1) 理事長
- (2) 学校長及び法人事務局長
- (3) 学部長及び短期大学部長
- (4) 法人本部長
- (5) 弁護士
- (6) その他理事長が推薦する者

3 理事長は、前項の委員のうちから委員長を指名する。

(調査の開始)

**第8条** 委員会は、通報された内容の真偽等について遅滞なく調査を開始するものとする。ただし、法令違反行為として通報された事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りでない。

2 委員長は、調査する内容によって、必要に応じ、法人本部長、弁護士その他職員による調査チームを編成し、これに調査させることができる。

3 前項の規定にかかわらず、調査の内容が、競争的資金等(文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金)に関わるものであるときは、委員長は理事長と協議のうえ、公的研究費の運営・管理に関する規程で定める手続きにより調査を行うものとする。

(協力義務)

**第9条** 各部署は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査に協力しなければならない。

(是正措置)

**第10条** 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、本学院は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(処分)

**第11条** 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、理事長はその不正行為に関与した者に対して次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 役員が不正行為に関与した場合

『学校法人広島国際学院寄附行為』第10条第1項(第2号を除く。)に規定する処分

- (2) 職員が不正行為に関与した場合

『学校法人広島国際学院就業規則』第64条及び第65条に規定する処分

(通報者等の保護)

**第12条** 本学院は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

2 本学院は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないよう適切な措置を執らなければならない。

3 理事長は、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者(通報者の上司、同僚等を含む。)がいた場合には、前条の規定に準じて処分を科すことができる。

(個人情報の保護)

**第 13 条** 本学院及びこの規程に定める業務に関わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。

2 理事長は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、第 11 条に定めるところにより処分を科すことができる。

(通知)

**第 14 条** 本学院は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者(その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。)のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(相談又は通報を受けた者の責務)

**第 15 条** 第3条に定める窓口担当者に限らず、相談又は通報を受けた者(通報者等の管理者、同僚等を含む。)は、この規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

(所管)

**第 16 条** この規程の所管は、法人本部とする。

(改廃等)

**第 17 条** この規程の改廃は、理事長の承認を得て行うものとする。

附 則

この規程は、平成 20 年6月 10 日から施行する。

①附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 25 年1月 1日から施行する。

(規程名の改称)

2 この規程の施行の際に、規程名の「学校法人広島国際学院内部通報処理に関する規程」は「学校法人広島国際学院公益通報等に関する規程」に改称する。

②附 則

この規程は、平成 27 年1月 23 日から施行する。